

クラブ利用細則

お互いに楽しいクラブライフを過ごしていただくための
ルールやマナーを守りましょう。

【ご来場之际して】

1.開場・受付

◆開場時間

4月～11月 平日：午前9:00 土日／祝日：午前8:30

12月～3月 平日：午前9:30 土日／祝日：午前9:00

※上記の期間は目安です。

◆受付で所定のノートに、会員番号・氏名を記入しネームプレートを受取ってください。

◆ロッカー利用の方は、鍵を受け取り、お帰りの際は返却してください。
なお、鍵を紛失された場合は、クラブ所定の再発行手数料をお支払い頂きます。

◆更衣室は、靴を脱いでご利用ください。靴は、所定の靴箱へ入れてください。

2.車・バイク・自転車でお越しの方

◆車、自転車、バイクは、所定の場所に駐車してください。

◆お車でお越しの方は、徐行運転で安全には十分に注意してください。
なお、西側（インドコート側）駐車場へは駐車しない様お願いします。

3.服装

◆テニスにふさわしい服装をお願いします。

◆靴は、テニスシューズをご使用ください。

4.ビジター同伴の方

◆ビジターを同伴した会員は、ビジターのマナー、服装、本利用細則等の遵守について責任を持ち、ビジターの行為に注意してください。

【コート使用について】

1.使用規則

◆コートの順番待ちは、ネームプレートとウェイトボードを使用してください。

◆得点板は必ずご利用いただき、ゲームの進行状況が他の会員に判るようにしてください。

◆原則として、コート1面を4人で使用してください。

◆混雑しているとき（クレーコート4面全てが使用されている時）

◎ゲームでの利用はダブルスを基本とします。

ゲーム前練習は5分以内とし、1セット6ゲーム先取（5-5でも終了）
ノーアドバンテージ制

◎練習のみでのコート利用は、20分以内です。

◆シングルスは、混雑していない時に行ってください。

◆次のコート利用者は、前組の進行を常に確認し、順番が来たら速やかにコートへお入りください。

◆部内テニス大会等でコートを使用する場合は、掲示で前もってお知らせします。

◆コート内での飲食は水分補給のみです。

◆お子様、見学者、ペットのコート内への入場はご遠慮ください。

◆コート以外でのテニスの練習は禁止です。

◆その他、コート利用に関する不明点は受付へお尋ねください。

2.プレー中のご注意

◆コートの後ろを通ったり横切らないでください。

◆プレー中のコートとコートの間を通らないでください。

◆他のコートへボールが入った場合は、プレーが終わるまで待ち、急いでボールを拾いに行きましよう。

◆他のコートから入ってきたボールは、積極的に拾い、声を掛けたくえ丁寧なワンバウンドで返球ましよう。

◆判定は、フェアーにし、不明な時は、相手方へ有利になる様にましよう。

【施設使用について】

◆ゴミは、必ず所定のゴミ箱をお願いします。

◆喫煙は、必ず所定の喫煙所をお願いします。

◆営利的な行為や施設利用は禁止です。又、許可なく施設内での販売行為、勧誘行為はお断りまします。

◆クラブハウスに入る際は、シューズの土・砂をしっかり落としてください。

◆貴重品の保管は各自をお願いします。盗難その他事故が発生した場合は、クラブでは責任を負いかねまします。

◆持物等をロッカーの上部やロッカーの外に長期間放置しないようお願いまします。又、クラブハウス内では、所定の位置に置き、テーブル上にラケット・バック・衣類等は、置かないでください。

◆施設内での火気等の使用は禁止です。

◆施設利用中に本人の故意又は不注意により器物の破損等を起こした場合は賠償の責任を負って頂く場合があります。

【マナーについて】

◆クラブ内では、お互いに気軽に挨拶をましよう。

◆飲酒される場合は、他の方に迷惑になる行為のないようお願いまします。
お車・自転車でご来場の方の飲酒は一切お断りましています。

◆新会員や一人でいる会員には、声を掛け、プレーに誘いましよう。

◆お子様は、必ず保護者が責任を持って監視し、駐車場など危険な場所で遊ばせない様お願い致まします。

◆マナーの点などで気になる方は、メンバー同士で注意し合い、お互いマナー向上に努めましよう。なお、不都合と思われる場合は、クラブへお申し出ください。

東京グリーンテニスクラブ会員規約

クラブ利用細則



東京グリーンテニスクラブ

東京グリーンテニスクラブ会員規約

第1条 名称・所在地・運営

本クラブは、東京グリーンテニスクラブ（以下「クラブ」という）と称し、事務局は東京都練馬区上石神井4-11-34におくものとします。なお、クラブは有限会社東京グリーンテニスクラブ（以下「会社」という）が運営管理するものとします。

第2条 目的

クラブは、テニスを通して、会員相互の親睦と健康の増進を計り、スポーツマンシップを涵養すること、並びに地域社会のスポーツ文化の発展に貢献することを目的とします。

第3条 会員

クラブの会員種類は、正会員、家族会員、平日会員、ジュニア会員とし、会員期間は、3年間又は1年間とします。なお、1年会員を選択できるのは、35歳以下もしくは70歳以上の方とし、ジュニア会員は会員期間を設定しないものとします。

◎正会員……クラブ営業日の全日、営業時間内に第10条記載の施設を利用できるものとします。

◎家族会員……正会員の配偶者及び同居の家族に限り、家族会員となることを認めます。なお、利用条件は正会員と同じものとします。

◎平日会員……土曜、日曜、祭日及び振替休日を除くクラブ営業日に限り、営業時間内に第10条記載の施設を利用できるものとします。

◎ジュニア会員…会員の小学生から高校生までのお子様を対象とし、利用条件は正会員と同じものとします。

なお、小学生は小学生会員、高校生までを中高生会員と定め、高校卒業の際は自動退会となり、継続する場合は正会員、家族会員、平日会員のいずれかに入会手続きを必要とします。

第4条 入会資格

クラブへの入会資格は下記とします。

- ①会員期間中は本会員規約及びクラブ利用細則に従う者。
- ②クラブの秩序を乱す行為、他の会員への迷惑行為を行わない者。
- ③未就学児ではない者。
- ④所定の会費、入会金、更新料等を遅滞なく支払う者。
- ⑤刑事処罰等を受けたことがない者。
- ⑥暴力団等の反社会勢力と関わりがない者。

なお、入会資格を満たす方でも、会社が入会承認しない場合、もしくは会員定数超過により、入会を許可しない場合があります。

第5条 入会手続き

入会希望者は、前条①～⑥をすべて満たすことを確認し、本会員規約及びクラブ利用細則を承認のうえ、会社所定の申込書を提出するものとします。なお、会社より入会の承認を受けた場合は、会社所定の入会金及び1ヵ月分の会費等を支払うものとし、支払いが完了した時点で入会とします。

第6条 会員証

クラブは、会員に対し記名式会員証を発行するものとします。なお、会員証の売買、貸与、譲渡、名義変更及び質権の設定はできないものとします。

第7条 会員資格の更新

会員期間満了時に会社所定の更新手続きを行い、更新料・会費を支払うこ

とで会員資格を継続できるものとします。但し、会社は、更新手続きの際に会員として適当でないと判断した場合、更新をお断りすることができるものとします。なお、更新日より3ヵ月が経過し、更新手続き及び更新料・会費の支払いが行われない場合は自動的に退会とします。

第8条 会費の支払い

会員は、翌月分の会費を口座振替、現金払いのいずれかの方法により前納するものとします。

第9条 会費等の変更・返還

入会金・更新料・会費・ロッカー使用料、その他の料金は、物価の高騰、その他経済情勢に変動が生じた場合、会社の決定に基づき実施の3ヵ月前までに会員に対し予告することにより変更することができるものとします。なお、一度支払われた費用（入会金・更新料・会費・ロッカー使用料）は理由の如何を問わず返還しないものとします。

第10条 利用可能施設

会員は下記の施設を利用できるものとします。

クラブハウス・クレークコート4面・オムニコート2面・壁打ちコート・東側駐車場・駐輪場・ふじ棚付近・施設付帯の通路。

※クラブに隣接するインドアコート、インドアコート付帯施設、西側（インドアコート側）駐車場は利用できません。

第11条 施設の利用方法

会員は第10条記載の施設を利用する際は、本会員規約及びクラブ利用細則に従い利用するものとします。

第12条 会員資格喪失

会員が次の一つにでも該当する場合は、自動的にその会員資格を喪失するものとします。

- ①退会又は死亡したとき。
- ②会員期間の終了後3ヵ月以内に会社所定の更新手続き及び更新料・会費の支払いがなされなかったとき。
- ③家族会員、ジュニア会員としての会員資格を喪失したとき。
- ④第13条記載の除名処分を受けたとき。
- ⑤第20条記載の事由が発生したとき。

第13条 除名

会員が次の一つにでも該当する場合は、クラブは会員を除名することができるものとします。

- ①本会員規約及びクラブ利用細則に違反したとき。
- ②クラブの秩序を乱したとき、又は乱していると会社が判断したとき。
- ③クラブ及び会社の名誉、信用を著しく傷つけたとき。
- ④他の会員に対する迷惑行為があると判断したとき。
- ⑤会費等の支払いを3ヵ月以上滞納し、会社の請求に応じなかったとき。
- ⑥刑事処罰等を受けたとき。
- ⑦暴力団等の反社会勢力と関わりがあると判断したとき。
- ⑧理由の如何を問わず、除名が妥当であると会社が判断したとき。

第14条 休会

会員が病氣、治療、勤務都合等の正当な理由によりクラブを利用できない場合は、休会開始希望月の前月15日までに休会届を提出することができるものとし、休会理由を会社が承認し休会届を受理した場合は、会社が定める休会措置を受けることができるものとします。なお、休会中は原則として月2回まで、所定のビジター料を支払うことによりビジター利用ができるものとします。

第15条 退会

会員が退会する場合は、退会希望月の前月15日までに退会届を提出するものとします。なお、会費等の未納分がある場合は、退会日までに残金全額を一括して支払うものとします。

第16条 クラブ休業日

クラブの休業日は、下記とします。

- ①毎週水曜日。
- ②年末年始の会社所定の一定期間。
- ③夏期・冬期の会社所定の一定期間。
- ④雪・台風・豪雨・強風等の悪天候、地震等の天災。
- ⑤会員の健康・安全を脅かす事由の発生、行政からの休業要請。

なお、水曜日が祝日にあたる場合でクラブが営業した際は、事前に掲示等することにより代休を取得できるものとします。又、会社は、イベント、施設の修繕等がある場合も事前に掲示等することにより臨時休業又は施設の利用制限等ができるものとします。

第17条 ビジター利用

会員は、下記をすべて確認したうえ、会員以外の方をビジターとして同伴することができるものとします。

- ①会社所定のビジター料を支払う。
- ②施設内におけるビジターの行為については、同伴した会員が一切の責任を負う。
- ③前日までにビジター利用の予約を必要とする。予約がない場合は、混雑時及びビジター定員超過時は、ビジター利用をお断りする場合がある。
- ④第18条記載の免責事項は同伴者にも有効とし、会員が告知する。
- ⑤未就学児のビジター利用はできない。

第18条 免責事項

クラブ及び会社は、クラブ施設内及び施設近隣等で発生した事故、死亡、傷害、後遺障害、盗難等について一切の責任を負わないものとします。

第19条 協力委員

会社は、会員組織運営の円滑化を図るため、会員から協力委員を選出のうえ、東京グリーンテニスクラブ協力委員会をおき、クラブの部内テニス大会及び親睦行事等のサポートを行うものとします。

第20条 クラブの閉鎖

会社は、天災地変及び著しい社会情勢の変化並びに相続発生等のクラブ及び会社運営上においてやむを得ない事由が生じた場合、会員に対し3ヵ月前に予告することにより無条件にクラブの閉鎖、縮小、経営権譲渡等を行うことができるものとします。

第21条 附則

本会員規約・クラブ利用細則の改正及び変更は、会社の定めによるものとし、その効力は改正及び変更の通知をした時点をもって、全ての会員に及ぶものとします。